

午後1時30分開会

○小林委員長 こんにちは。それでは、ただいまから企画総務委員会を開会します。座ってやらせていただきます。

欠席届が出ております。地域振興部商工観光課長、高橋さん、家族看護のためということです。

本日の日程及び資料は自席にお配りしておりますが、本日は、地域振興部報告事項3件、政策経営部の報告事項12件となっております。このように進めていきたいと思っておりますが、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、まず初めに、日程1、報告事項に入ります。

地域振興部（1）産業コミュニティ形成支援事業の参加者公募について、理事者からの説明を求めます。

○森内産業企画担当課長 それでは、地域振興部資料1に基づきまして、産業コミュニティ形成支援事業の参加者公募についてご報告をさせていただきます。

当産業コミュニティ形成支援事業は、7月20日の企画総務委員会にて概要をご説明させていただきました。その後、事業者が決定し準備を進めてまいりましたが、今般、産業コミュニティ参加者の公募が開始されることとなりましたので、公募につきましてご報告を申し上げます。

1、産業コミュニティ形成支援事業の概要でございます。千代田区内には多くの中小企業をはじめとする事業者が立地し地域の経済を牽引しております。またスタートアップも多く立地しております。そこで、区内のスタートアップ、中小企業をはじめとする事業者、大学生などを募り、互いに交流できる場の仕掛けづくりや関連する情報提供を区として実施をするものでございます。区は、スタートアップや様々なステークホルダーをつなぐ役割を果たしたいと考えております。つなぐためにオンラインの基盤を提供し、オフラインのイベントを企画いたします。これらによりまして、これまで孤立しがちであったスタートアップが他の事業者や金融機関などと、また地域社会とつながりが生まれることによって、化学反応や新たな成長を促され、更なる地域の活力向上とにぎわいの創出を目指したいと考えております。

2、産業コミュニティの参加要件でございます。（1）から（7）まででございます。順番に、千代田区内のスタートアップ企業。千代田区内で1年以内に創業またはスタートアップの立ち上げを検討している個人または団体。（3）千代田区内の事業者。（4）千代田区内教育機関及び学生。（5）投資家及び金融機関。（6）千代田区内のスタートアップとオープンイノベーションを検討している千代田区外の事業者。（7）その他の運営事務局が認める者としてでございます。間口を幅広くいたしまして協働を促す基盤にしたいと考えております。

3番、スケジュールでございます。現在確定しておりますのはお示ししている2点でございます。1）でございますが、明日、11月14日に産業コミュニティのホームページをオープンし、参加者の公募を開始いたします。産業コミュニティの名称としては「千代田カルチャー×テック」と旗印を掲げさせていただきました。千代田区では産業が地域の文化を生み出す、また、文化がさらに産業を育ててまいりました。新しい産業が新しい文

化を生み出す、そのような好循環を実現したいという思いが込められております。また、ロゴにつきましては、まち全体がアップデートされる様子を上向きの矢印をモチーフとしてデザインをいたしました。カルチャー、文化の黄色、テック、技術の青、それが掛け合わさった千代田のまちの紫がポイントとなっております。青から紫、黄色へと変化するグラデーションで、それらが千代田のまちに融合する様子を表す意匠でございます。

2) キックオフカンファレンスにつきましては、当事業の今年度第1回目のオフラインイベントとして実施をいたします。12月12日火曜日15時よりワテラスコモンホールにて開催をさせていただく予定でございます。

ご報告としては以上となります。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。委員の皆様から質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 先日、ちょっとスタートアップという3,000人ぐらいのある会社、大きな会社が主催しているちょっとセミナーに行ってみまして、12時から8時ぐらい、大体350人ぐらいと名刺交換してみて、スタートアップ、特に株式公開、IPOをするような会社って、やっぱり港区と渋谷区が感覚的に非常に多かったということで、千代田区の会社も数社あったんですけども、私、商店街のそのような取組をやられていて、このスタートアップをやるといいう形の中で、やっぱり100年先でも構わないんで、将来的に株式公開する会社って、今、実は東京のマーケットの制度改革をしまして、基本的にあんまりよろしくない会社は上場廃止の方向に持っていくような動きが実はある中で、でも一方で、やっぱり非常にこういう、ここで考えられているような会社の育成というのは千代田区にとって非常に大切だと思って、まあまあ言葉は悪いかもしれませんが、やっぱり税収が増えるというか、一方でもうかる、税収が増える、言葉が悪いかもしれませんが、そういうことの会社に育てていただく、そのための仕組みだと思うんですが、そういうことが必要だと思っている中で、ここに(5)番、投資家というふうに書いてあったんで、私としては、株式公開をする方もメインどころに置いていただくためにも、この事業者の中に入るかもしれませんが、あえて監査法人とか弁護士事務所みたいなくくりを一つつけていただくと分かりやすいかなと思ったんですけど、方向的には、当然商店街の育成とか千代田区の産業の育成の中の、せっかくスタートアップを育てますので、株式公開も一つの大きな考え方、ここに先進的な技術を持っている会社というふうに書いていますんで、そういうのも意識しながらの運営をされるのが非常に大切かなと思ひまして、ご提案をさせていただけたらと思ひます。

以上でございます。

○森内産業企画担当課長 ご質問ありがとうございます。

基本的には千代田の振興対象は中小企業が対象でございます。今までは従来型の支援ということで、例えば経営相談であったり、融資の支援であったり、商店街の支援等をさせていただきました。ただ、ご質問にもありましたように、千代田区内にはスタートアップが非常に多く存在しているんですけども、今までそのスタートアップに直接届く支援策がなかなかなかったということで、今回この産業コミュニティ形成支援事業というのがスタートアップの皆様の成長とともに、それから地域社会に貢献していただける形をつくっていただく、その礎として考えてございますので、長期的に見ていただければというふうに思ひます。

以上です。

○小林委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 これ予算は幾らでしたっけ。

○森内産業企画担当課長 予算額は2,576万円でございます。この中でオンラインコミュニティの基盤構築やコンセプト設計を1,580万円、それからオフラインのイベント実施に係る経費の想定を990万円、その他プロポーザルの経費6万円というような形でございます。

以上でございます。

○小林委員長 ほかにございますか。

○小野委員 1点だけちょっと伺いたいですけれども、今回、中小企業をはじめとする事業者とありますけれども、産業コミュニティの参加要件のところにある七つの中で、（3）なんですけれども、千代田区内事業者というのは、これはどの程度の規模とかいうのはサイトの中を見れば要件というものが、申込みを考えている事業者に分かりやすく記載があるんでしょうか。ほかのものは大体分かるんですけれども、この（3）というところがどういう効果を期待してここに参画をしたいのかとか、その辺りのところまでが理解できた上で応募されるのかどうかというところも含めてちょっと教えてください。

○森内産業企画担当課長 ご質問ありがとうございます。

この（3）の千代田区内事業者というくくりでございますが、これは中小企業が中心ではございますが、区内には日本で有数の大手企業も立地しております。スタートアップが成長していく中でオープンイノベーションというのも非常に重要だというふうに考えておりますので、ここにつきましてはオープンイノベーションを促進するという観点で、規模に問わず千代田区内の事業者というような定義をさせていただいているところでございます。

○小野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

となると、この（6）番にある千代田区外の事業者もオープンイノベーションというところで大企業が参画してくる可能性というのもあるのかなと思うんですけれども、その区の事業者という位置づけなのかなというふうに理解をいたしました。今後いろんなシナジー効果を期待してというところだとは思いますが、その辺りが、例えばどういうチャレンジャーを支援したいのかとか、その辺りのところが応募する前段で、前に分かるのか、それともまずは応募を促すというものなのか、ちょっとその辺まで教えていただけますか。

○森内産業企画担当課長 ご質問ありがとうございます。

基本的には幅広く考えておまして、これから起業したい方々であったり、今、スタートアップとしてやっていて千代田区内で成長したいというような気持ちを持たれている企業を応援したいというふうに考えておりますので、今の時点のお気持ちで、ぜひ幅広く参加していただければなというふうに考えているところでございます。

○小野委員 分かりました。ありがとうございます。

○小林委員長 米田委員。

○米田委員 スタートアップということで、これから始まるということです。で、2番の

参加要件のところの区内の教育機関及び学生、（４）番、ございます。これ、大学生が研究結果を基にベンチャー企業をつくるとか、特許をつくるとか、千代田区内の特許事務所いっぱいありますんで、そういったこともできるような条件になっているのか、ちょっと教えていただけますか。

○森内産業企画担当課長 今のご質問に関してでございます。教育機関との連携を当然考えておりまして、まず第一に浮かぶのは区と協定を結んでいる大学でございます。この中で、今年度は特に明治大学様の協力を得て進める予定でございます。その後、広く声がけをさせていただいてどんどん拡大をしていこうと考えておりますが、今、起業家育成に取り組まれている大学が区内の連携大学の中にも複数ございますので、例えば専修大学様であったり、それから地域課題解決の発掘をされている共立女子大学様、そういったところを次に呼び込もうと思っております。それから、いろいろな大学の中でも千代田区内にキャンパスというか、サテライトオフィスを持たれているところもありますので、この大学生、学生というような参加要件の中には、在勤・在学というようなところで、在住者だけではなくて、広く千代田区に関わる方々も一応参加要件とさせていただいておりますので、そういうふうな自己申告がありましたら、この産業コミュニティの仲間として組み入れてオープンイノベーションを広げたいなというふうに考えているところでございます。

○米田委員 今、最近大学内で研究成果を基に起業されているというところが多々あります。その企業が１年後には大きくもうけているというのもありますので、この辺のところもしっかり連携してやっていただいて、千代田区内でそういうのをしっかり育てていっていただきたいと思えますけど、いかがですか。

○森内産業企画担当課長 今のところは全くそのとおりと考えておりまして、それから、千代田区内には地域課題を研究されている学校もございますので、そういったところもぜひ呼びかけて参加を促したいというふうに考えております。

以上でございます。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにもございますか。よろしいですか。

一つ、前、商店街の創業支援事業、同じように取り組んでいますけど、それとここはどういうふうに関わりますか。

○森内産業企画担当課長 商店街の支援に関しましては、今年度、大学生がアイデアを出して商店街を盛り上げるという企画に対して支援をするという事業を行っております。こちらのほうの事業は、地域課題を解決したいとか、それから新たな技術を地域に還元したいというような、スタートアップであったり、学生さんを広く募ろうとしていますので、アイデア、事業ありきではなくて、気持ちを持った人を取りあえずまとめる。その中でコミュニティを形成して情報提供やいろいろな意見交換をする中で、地域に還元するアイデアをブラッシュアップしていくと、そういう立てつけでございます。

○清水地域振興部長 ちょっと補足をさせていただきます。

委員長がおっしゃられた商店街の創業支援事業は、恐らく——産業コミュニティ形成支援事業は担当課長がご説明をしたとおりでございます。委員長からご指摘を頂いた商店街の創業支援事業に関しましては、既存の商店街の担い手がなかなかいないというような声を受けまして、その商店街に今後加盟をして向こう２年程度は活躍をしてくれるというよ

うなことを条件にして、商店街に入ってそこで創業するというところを支援しましょうという、今年度の試みの事業の一つでありますので、最終的には商店街の中にも入っていてもらってというような産業コミュニティにしていくというところではご説明を差し上げたとおりでありますけれども、最初からの狙いというのはちょっと違っていると、そんなふうな計画にしております。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、終了いたします。

次に、（２）出張所の管轄区域に関する規定について、理事者から説明を求めます。

○千野富士見出張所長 それでは、地域振興部資料2に基づきまして、出張所の管轄区域に関する規定につきましてご説明申し上げます。

内容に関しましては、条例の一部改正の議案といたしまして第4回定例会に提出を予定してございますので、本日は、その事前の情報提供といたしましてご説明をいたします。

それでは、お手元の資料をご覧ください。

初めに項番1、出張所の管轄区域についてでございます。各出張所はその担当している町会及び連合町会と、昨日も区民体育大会等を見ていただければお分かりのとおり、ご承知のとおりですが、連携しながら日々仕事に当たっておりまして、その管轄区域は千代田区役所出張所設置条例で定めております。

次に、項番2でございます。規定整備の理由でございますが、きっかけといたしましては、富士見出張所管内に所在していた気象庁、こちら大手町一丁目なんですけど、こちらが千代田区外へ移転したことがございます。これに伴って気象庁の記載を削除する必要が生じたため、この際、各出張所における管轄区域と所管の町会の区域に相違が生じている地域について、実態に合わせた整合を図る規定整備を実施するものです。

次に、項番3、内容でございます。3点ございます。一つ目は、旧気象庁を含む大手町一丁目の一部を富士見出張所から麴町出張所の管轄へと改めるものです。また二つ目は、千鳥ヶ淵沿いの旧三番町エリアでございますね。こちら九段南二丁目なんですけど、こちらを麴町出張所から富士見出張所の管轄に改めるものでございます。最後、三つ目でございますが、明大通りを境としていた神保町出張所と万世橋出張所の境界、こちらをお茶の水仲通りへと改めるものです。

今、言葉で説明すると少し分かりづらいところがございますので地図をおつけいたしました。1枚おめくりいただくと、えんじ色の麴町出張所地区町会マップがついてございます。これが一つ目の大手町一丁目につきましてでございますが、この地図の右上、内堀通りをずっと北上していったところで地図の境目まで行きましたこの右と左、こちらが該当の地域でございます。具体的には右側が旧気象庁、左側にKKRとかがあるんですね。

また1枚おめくりいただくと、これが、二つ目の九段南二丁目につきまして、オレンジ色の富士見の町会マップをご覧ください。こちらの地図の中央の下部のところがございますイタリア文化会館という記載がございますが、この辺りがちょうど該当のエリアでございます。

次に、三つ目、神保町、万世橋の境界につきましては、まずは紫色の神保町の町会マッ

プ、こちらをご覧ください。こちらのマップの右端側、明大通りというふうな記載がございます。こちらを1枚おめくりいただいて、恐縮でございます。赤色のマップ、こちらの万世橋だけ縦書きになってございまして恐縮ですが、こちらの左側、一番左下、お茶の水仲通りという記載がございます。こちらに移すと、そういうふうなことでございます。

最後に、1枚目にお戻りいただきまして、項番4、条例の施行時期につきましては公布の日を予定しているところでございます。

以上、冒頭で申し上げましたとおり、これらの内容を踏まえた条例案を第4回定例会において議案として議会のほうに提出させていただく予定でございます。

説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終了しました。

この案件につきましては第4回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないようにご協力をお願いしたいと思います。また資料要求等ございましたらこの場でお願ひしたいと思います。

委員からの質疑、質問を受けます。

○永田委員 今回この件で出張所の管轄区域と実態の整合性を図ったということで、これでいいと思うのですが、特に九段地域の方でもともと番町だったということも多くあって、それで中には歴史的背景を考えると、例えば麴町出張所のほうが近いとか、いろいろ言う方もいると思うんですけど、今回この整合性を図るに当たって、町会とか、そういった歴史的背景みたいなものを調査とか意見を聞いたりとかというのはあったんでしょうか。

○千野富士見出張所長 今回この条例を変えるに当たって、特に歴史的背景だとかそういうふうなところをまちの方々にお伺いするような、そういうふうな動きというのはしていないんですが、我々のほうでできる限り調べたところではございますが、ただ、そもそもこちら変えたというふうなことによって、区民の方々が、いわゆる麴町出張所管内だったのが富士見に移ることによって富士見に行かなければならないだとか、そういうふうなことというのは手続上一切ございませんので、その辺りのところも加味して今回ご提案させていただいております。

○永田委員 出張所は手続上どの出張所に行っても同じように行えるということは、前提はよく分かっているんですけども、どうしても自分の地域の出張所に行かないとできないこととか打合せとかはあるので、その辺はある程度配慮というか考慮にも入れる必要があると思います。これは私の意見でいいんですけども。あと、出張所の管轄区域からの話の中で、少しちょっと話が広がってしまうんですけども、避難所が大体地域の小・中学校に設定されていて、そこも出張所の所管内で運営されている。実際もっと近い避難所があっても管轄が違くと、出張所の区割りが違くとそちらが使えないという、出張所の管轄を優先されていることに対する不満の意見を聞いたことがあるんですが、やっぱり出張所の管轄というのはもう絶対的なものというふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

○千野富士見出張所長 まず出張所の管轄とあと避難所の管轄というのは、実は完全に一致しているものではございませんで、町会の中で選んでいる避難所、これがずれているというのはないんですが、町会はそれぞれの町会単位として避難所を選んでいると、そういうふうな実態でございまして、例えば、九段小学校でいきますと、麴町出張所エリアと富

土見出張所エリアの町会がそれぞれ入って避難所を運営していると、そういうふうなことになっておりますので、これによって影響が出るということはありません。

○永田委員 そうすると、なかなか、矛盾というのはある程度起きてくると思うんですけども、近くの避難所を使いたいということで、例えば一つのマンションだったりとか、その地域の方がその避難所を希望されることがあっても、町会単位でないところは指定できないということでしょうか。

○千野富士見出張所長 避難所の指定等々に関しては富士見出張所の権限でできるものではないということではあるんですが、ただ、一応今のところ町会が避難所運営協議会を構成していると、そういうふうな流れですので、町会ごとに避難所を運営していると、そういうふうな実態だということに伺っております。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○永田委員 いいです。

○小林委員長 はい。

副委員長。

○田中副委員長 この区分けでちょっと派生してなんですけれども、先日の敬老のイベント、石川さゆりさんのとかで、富士見と麴町地区が別の日にち、時間帯ということで、やっぱり二七通りの辺り、先ほどの永田委員のご指摘にもあったとおり、もともとやっぱり三番町だった地区とかも九段南にありまして、二七通りの辺りだと、本当に、狭い道を挟んで向かい側でお友達なのに一緒に行けないとか、そういう意見をまちで伺ったので。今、3分割されていますよね、神保町と富士見と麴町で。それを麴町と神田だけに2分割に少なくともするとか、結構会場もすごく空きがあったので、富士見と麴町を一緒に同時の開催にさせていただくことというのもできるんじゃないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○小林委員長 それはそっちじゃないな。それは福祉だよな。所管がここにいないんですよ、それをやっている所管が。

○田中副委員長 そうなんですか。分かりました。すみません。

○佐藤文化スポーツ担当部長 国立劇場の……

○小林委員長 ちょっと待って。

休憩します。

午後1時56分休憩

午後1時57分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

それでは、答弁から頂きたいと思います。

所長。

○千野富士見出張所長 今頂きましたご意見含めて、地域からの意見も様々頂いておりますので、こちら担当課と事前の打合せ等々も行っておりますので、ぜひ伝えさせていただきたいと思います。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○田中副委員長 はい。

○小林委員長 あ、それでは、次に参り——今、よろしいですか、終了して。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、終了いたします。

次に参ります。（3）国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画案に対するパブリックコメントの結果概要について、理事者から説明を求めます。

○加藤文化財担当課長 それでは、地域振興部資料3に基づきまして、国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画案に対するパブリックコメントの結果概要をご説明させていただきます。

1番のほうはちょっと飛ばさせていただきます、2番のほうのパブリックコメントについてをご覧ください。こちらの募集の期間につきましては9月の5日から19日までの約2週間でございます。募集方法につきましては、こちらの記載のとおりで、周知方法につきましても、9月の5日号に掲載、それ以外、区のホームページ等で掲載のほうをして周知を図ったところでです。

（4）番の提出者数でございますが、1名の方から頂きまして、意見数につきましては3件という結果となりました。

では、下表のほうをご覧ください。No.1でございますが、まず、国指定史跡である常盤橋の保存活用計画を千代田区が積極的に担う事に賛成ですというご意見の後でございますが、第1に、見学施設の拠点整備ということで、こちらのほうで、点で存在していた文化財が拠点整備により面で捉えることが可能となり、東京駅から常盤橋、また日銀、三越本店までを結んだ重要文化財エリアが構成できると。また、この魅力的なエリアの企業、団体は、所在地の価値向上や集客力アップに寄与する協力や援助に積極的に参加していただけたらと思います。また拠点に職員などが常駐することによって、維持管理の体制も確保できると。また、史跡の隣接する拠点に発掘品の保存保管（展示）ができると。そうになると、区の調査研究が円滑に行えることに加え、区外の研究者、また研究機関との連携が強固となり、新たな発見や史跡の認定などの成果に結びつくと考えます、というご意見を頂きました。

その右側の区の考え方でございますが、おおむね本計画への賛同のご意見として受け止めさせていただきます。また、周辺の企業や団体との交流をしながら、周辺の文化財・文化施設とのネットワーク化を進めていきたいと思っております。また、職員の常駐化はなかなかちょっと難しいかと思っておりますが、史跡を保存するための維持管理や調査研究を踏まえた話題・コンテンツ作りなど、ご意見を踏まえて検討していきたいと思っております。

裏面をご覧ください。2番でございます。首都高速の撤去による景観の大幅改善でございます。こちらにつきましては、残存する石垣に高麗門を復元するのも1案かというふうなご提案で、江戸城の天守台のように、高麗門の高さを体験できる階段の設置、また首都高速の撤去の際に生きてくるものなどと思っております。また、観光船が行き交うスポットということで、常盤橋には防災用ではありますが船着場が設置されており、その活用には多くの広がりを感じられます、というご意見でございます。

その右側の区の考え方をご覧ください。常盤橋・常盤橋の眺望については、ご意見を踏まえながら検討してまいります。また、高麗門の復元は現実的にはちょっと難しいものだと考えますが、ARやVRなどのデジタル技術を活用しつつ、見る方に体験してもらえることを検討してまいります。また、防災船着き場の活用につきましては、ご意見を踏まえながら検討を進めていきたいと思っております。



最後の3番でございますが、国指定史跡に対して国、都、区の行政レベル第3位の区が、その壁をぶち壊して維持管理に声を上げた点に、最大限の賛辞を贈るとともに支持・協力を惜しみませんというご意見を頂戴しました。

区としては、本計画への賛同のご意見として受け止めさせていただきますと結ばせていただきました。

本計画につきましては、9月1日の常任委員会のほうで、回遊性を高めていくことと様々な部署との連携というご意見を頂戴しております。そういった所要の修正を加えさせていただきますまして、12月8日には有識者から成る策定委員会に本パブリックコメントをお諮りした後、文化庁へ提出し認可を受けたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。質疑、質問を受けます。ございますか。

○のざわ委員 この2のNo.2の区内に住所を有する方というところで……

○小林委員長 のざわ委員、もう少し大きな声で。

○のざわ委員 どうもすみませんでした。

このNo.2の意見提出者の区分のところ、意見内容のところから4行目、「数多くの観光船が行き交う注目のスポットになる」云々で、右の区の考え方、「防災船着き場については、」云々で、結論、船のことが書いてあるので、この問題もそうだと思うんですけど、水の浄化の問題というのは、お濠のほうも含めまして、今、ちょっと全然関係ないんですけど、江戸城の再建とかの件に関しても、やっぱりお濠の浄化とセットでなくては難しいというのを東大の教授の話とかを先日聞いていまして、別なんですけど、やっぱり船の話が出てきたんで、水の浄化のことについても何かコメントされておいたほうがいいんじゃないかなと思ひましてご質問させていただきます。

○小林委員長 休憩します。

午後2時05分休憩

午後2時06分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開します。

ちょっとご答弁をお願いします。担当課長。

○加藤文化財担当課長 ちょっと文化財の所管のほうで答えられる質問では、大変申し訳ないんですが、ございませんので、関係の所管のほうにそうしたご意見があったといったところについてはお伝えさせていただこうと思ひます。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。以上で地域振興部の報告を終わり、政策経営部の報告に入ります。

それでは、政策経営部（1）千代田区手数料に関する規定整備について、理事者から説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、政策経営部資料1をご覧ください。手数料に関する規定整備についてです。

令和5年の法律第52号の施行によりまして旅館業法が改正されました。この改正で、

これまでは定められていなかった事業の譲渡が、これまでの旅館業でなかった事業譲渡についての定めが設けられまして、新たに許可を取ることなく営業者の地位を引き継ぐことが可能となりました。この事業譲渡する場合には、今後はこの事業譲渡の承認申請という新たな手続が生じてまいりますので、この手続に関する手数料が今後生じることとなります。そのため、次回の第4回定例会において、その手数料について定めることを予定いたしております。

その手数料につきましては、今回の法律改正が施行がまだされておられませんので、改正法の施行の日か、条例改正をする条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することを予定いたしております。

説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

この案件につきましても第4回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないようご協力をお願いしたいと思います。資料請求等ございましたらお願いいたします。

委員からの質疑、質問を受けます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（１）千代田区手数料条例に関する規定整備について質疑を終了いたします。

次に参ります。（２）（仮称）四番町公共施設新築工事の設計変更についてですが、（３）（仮称）四番町公共施設新築工事についてと関連しますので、一括で説明を求めたいと思います。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 一括でお願いしたいと思います。

それでは、理事者、説明を求めます。

○佐藤施設経営課長 それでは、（仮称）四番町公共施設新築工事の設計変更につきまして、政策経営部資料2に基づきご説明いたします。

1、工事概要等でございます。工事場所、敷地面積、延べ面積は記載のとおりでございます。構造・規模は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の免震構造で地上12階地下1階建てでございます。用途は記載のとおりでございますが、階構成を申し上げます。1階に区民集会室、1、2階に四番町図書館、2、3階に四番町保育園、3、4階に四番町児童館、5、6階に職員住宅、7階から12階の6層に区営住宅、地下1階に防災備蓄倉庫の階構成となっております。

工事工期は令和2年3月13日から令和8年8月14日限りでございます。

建築工事の請負者は大成・本間組建設企業共同体で、契約金額は76億5,631万1,533円でございます。

これまでに2回の契約変更を行っております。1回目は令和2年8月5日に旧四番町住宅、四番町アパートの仮入居先でございます麹町仮住宅新築工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によりまして、この仮住宅の工事が延伸いたしました。それに伴いまして5か月の工期延伸を行いました。2回目の契約変更は令和3年12月10日に旧四番町住宅と四番町アパートに入居されている方々の退去期間の延長によりまして延伸を行いました。また併せてこの既存施設の解体工事に際しまして、外装材、内装材等の建材に含ま

れるアスベスト除去による対応によりまして16.5か月の工期の延伸及び工事現場におきます新型コロナウイルス感染症感染防止対策について契約変更を行いました。

2、契約変更・内容でございます。①インフレスライドの対応といたしまして、8億30万5,000円でございます。これにつきましては、工事請負契約約款第24条第6項の、工期内に急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適當となったときは契約金額の変更を請求をすることができるという約款の運用によるものでございます。本工事につきましては、この設計が平成31年、令和元年度の単価を使用しておりまして、インフレスライドの運用によりまして、本年、令和5年度の単価を対象となる項目に入替え、諸経費や落札比率を掛け、算出したものでございます。同様な形でのインフレスライドの対応につきましては、国をはじめ、東京都でも実施しておるところでございます。

②施工方法等の変更といたしまして、5,612万2,000円でございます。こちらにつきましては、地下解体工法の変更といたしまして、本年3月8日の当委員会でもご報告させていただきましたが、当初、地下のコンクリート解体では一般的なコンクリート圧砕機とジャイアントブレイカーによる解体を行っておりましたが、ジャイアントブレイカーによる振動・騒音が大きいことから、近隣の方々への配慮として、途中よりジャイアントブレイカーを取りやめワイヤーソーとコンクリート圧砕機との工法に変更したものでございます。また、アスベスト処理といたしましては、旧四番町保育園・児童館、住宅の地下躯体の解体を行っている際に、それに伴う周辺の掘削作業を行っているときにアスベスト含有スレート板が確認されたところでございます。また、そのスレートが混入していた周囲の土につきましてもアスベストが検出されたため、アスベスト含有廃棄物として撤去処分したものでございます。

③新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、271万5,879円でございます。

3、予定変更金額といたしまして8億5,914万2,879円の増で、85億1,545万4,412円でございます。現在の契約金額から11.2%の増でございます。なお、ただいまご説明いたしました内容につきましては、本日の文教福祉委員会におきまして、子ども部よりご報告をいたしているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。こちらも第4回定例会で議案になる予定の案件です。

○武笠契約課長 委員長、恐れ入ります。

○小林委員長 あ、すみません。契約課長。

○武笠契約課長 失礼いたします。では、引き続きまして、政策経営部資料3に基づきましてご説明いたします。

ただいま施設経営課から設計変更についてご説明いたしました。本案件は、その設計変更を受けまして契約変更の手続をするものでございます。第4回定例会でご審議をお願いする予定のため、事前に情報提供させていただきます。

先ほどの説明の中でもございましたが、現在の契約金額は資料3の項番4、第2回の変更額のとおり76億5,631万1,533円ですが、11.2%、8億5,914万2,87

9円増加しまして85億1,545万4,412円となる予定でございます。

工期の変更はございません。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。失礼しました。

説明が終了しました。こちら第4回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないようご協力をお願いいたしたいと思っております。また資料要求等ございましたら、ここでお願いします。

委員から質疑、質問を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 すみません。先ほど佐藤課長のほうから説明があった用途の中で、四番町保育園が何階にあるとかありましたけど、できましたら、議案審査のとき、簡単なポンチ絵で示していただけないでしょうか。よろしいですか。

○佐藤施設経営課長 ちょっと分かりやすいような形で、資料のほうをご用意させていただきます。

○小林委員長 お願いいたします。

それでは、（2）（仮称）四番町公共施設新築工事の設計変更についてと、（3）（仮称）四番町公共施設新築工事についての質疑を終了いたします。

続いて、（4）区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事の設計変更についてですが、（5）区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について、（6）区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事について、（7）区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事について、（8）区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事についての4件は関連いたしますので、この5件をまとめて理事者から説明を求めます。

○佐藤施設経営課長 それでは、区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事の設計変更につきまして、政策経営部資料4に基づきご説明させていただきます。

1、工事概要は表記のとおりでございます。現在、工事現場では外部足場の撤去を順次行っておりまして、建物の外観が見えてきている状況でございます。また、建物内部では空調や給排水、電気などの設備工事や内装の仕上工事を行うとともに外構工事を行っているところでございます。この外構工事と申しますのは、敷地内の建物以外の部分、校庭とか植え込みとかそういった部分の工事を併せて、今行っているというところでございます。この外構工事に際しまして2か所からコンクリート構造物の地中障害が出現してきたというところでございます。

恐れ入りますが、次のページをご覧くださいませでしょうか、図面でございます。資料のほうでございますが、この図面が1階の配置平面図でございます。ちょっと見づらくて恐縮でございますが、資料の下側が錦華通り側でございます。上側が錦華公園でございます。この資料の図面の下側と右側に赤色の四角でお示ししました2か所からコンクリート構造物が出現したというところでございまして、その状況を写真、画像でお示しさせていただきました。このうち下側の錦華通り側につきましては、建物の地下解体、地下工事の際に、震災復興小学校の地下室の存在が分かっておりまして、請負者のほうでは早めに着手を行っているところでございましたが、想定したよりもコンクリートボリュームが非常に大きく、解体撤去に時間を要している状況でございます。

また、この場所でございますが、この後、深さ3メートルまで掘削いたしましてコンクリートを解体し掘削いたしまして、建物の排水のための最終マスを3か所設置いたします。それに合わせまして外側の道路の下の部分になりますが、公設マスを3か所設置するところでございます。また、図面右側の赤色の部分でございますが、この部分につきましては震災復興小学校時代に花壇があったということは認識しておりましたが、実は花壇とは異なるコンクリートの構造物が出現いたしまして、作業のほうに時間を要しているところでございます。この場所につきましては、屋外器具庫とトイレを設置する計画でございます。このようなことから、工事工期の延長及び契約金額の変更をさせていただくものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。2、変更項目・内容等でございます。建築工事といたしまして、①外構工事地中障害解体撤去として213万3,000円、②この解体撤去に伴う工期延長といたしまして563万3,000円、電気、空調、給排水、昇降機につきましては工期の延長でございます。

3、予定変更金額でございます。各工事の金額は記載のとおりでございます。合計金額といたしまして98億8,593万1,000円で、1,235万3,000円の増額でございます。

4、予定変更工期でございます。履行期限といたしまして令和6年1月31日限りでございます。この延長によりまして工期を1.5か月延長させていただきますが、新学期からの小学校・幼稚園の開設に影響はございません。

この建物竣工後、所管部におきまして、新しい物品の搬入や引っ越し等を行いまして、4月より新校舎にて新学期を迎えることとなります。また、先ほどの四番町と同様に、ただいまご説明いたしました内容等につきましては、本日の文教福祉委員会におきましても子ども部よりご報告をさせていただいているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○武笠契約課長 では、続きまして、政策経営部資料5から8に基づきまして、一括してご説明いたします。

施設経営課から設計変更についてご説明いたしましたが、本案件は、その設計変更を受けまして契約変更の手続をするものでございます。第4回定例会で専決処分事項としてご報告する予定のため事前に情報提供いたします。

1件目は、建築工事の変更について資料5をご覧ください。契約金額は776万6,000円、0.1%増加しまして、74億5,955万1,000円となる予定でございます。

2件目は、電気工事について資料6でございます。契約金額が168万3,000円、0.2%増加しまして、7億6,986万8,000円となる予定でございます。

3件目は、空調設備工事の変更について資料7でございます。契約金額が155万1,000円、0.2%増加しまして、7億6,665万6,000円となる予定でございます。

4件目は、給排水衛生設備工事の変更について資料8でございます。契約金額が135万3,000円、0.2%増加しまして、7億9,745万6,000円となる予定でございます。いずれも契約期間は令和6年1月31日まで延伸いたします。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

これらの案件につきましては、第4回定例会で専決処分の報告が予定されている案件ですのでご承知おきをください。

委員からの質疑、質問を受けます。

○大坂委員 お茶の水小学校・幼稚園、長年工事をしてようやく来年の4月からということで、また最後、延長があるというところで、いろいろと心配な部分はまだ残っているのかなというのが率直な感想なんですけれども、まず、4月の移転に対して影響はないというお話はありましたけれども、もともと直近の予定だと12月の中頃には引渡しがあって、そこから準備に入るということが予定されていたわけなんですけれども、今回のことによって1月31日まで工事が入るので、単純に準備期間としてはもう半分ぐらいになってしまうというふうに見てとれるんですけれども、そこに対して影響がないと簡単に言い切れるのかどうなのか。それが所管部のほうからは何とかしますよというような回答があるのかもしれないんですけれども、すごく負担がかかっているんじゃないのかなというふうに想像するんですけれども、その辺の調整というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○佐藤施設経営課長 すみません。ちょっとご説明が足りなくて、申し訳ございませんでした。

当初、来年1月に入ってから引っ越しといったところで什器・備品を入れていこうといったところで子ども部のほうで予定していたと。今般、地中障害の関係で延びるといった部分がありましたので、今、2月の1日から備品の搬入といったところで、子ども部のほうと具体的に、何があってどこに持っていくとか、そういうところまで細かくスケジュールを踏まえて調整を行っているというところでございます。

それと、備品の搬入以外にも、一般的に引渡しをしてから機械警備の工事ですとか、これは子ども部のほうで行うものなんですけれども、機械警備の工事ですとか、あるいは校舎の校内LANですね、その工事があるんですけれども、そこにつきましては年明け1月から入れるような形でここを請け負っている業者とも、私も入りまして調整を行っているというところでございます。もともと引っ越しの部分で、引っ越しを、什器等の搬入が終わった後にVOCの測定とか、かなりゆとりを持った形でのスケジュールを組んでいるというところがございますので、今般、2月からの乗り込みといったところでも対応できるというところで、具体的な内容、スケジュールを踏まえた形で調整のほうをさせていただいているというところでございます。

○大坂委員 とはいえ、新築の建物が引渡しを受けて、実際入ってみたらいろいろなところで不具合があるというようなことも恐らくあると思いますし、まさに小学校の現場ですから、何か危険な状態であったりとか、そういったものの事前の調査ですとか、その修正というのはやっぱり4月までの間に一通りやっておかなきゃいけないということを考えると、なかなか2か月というのは所管部だけでは厳しい状況だと思いますので、そこはしっかりと連携を取りながら、できるところは先に入っていく。先ほどありましたけれども、引渡しを受ける前から工事が並行で入れるような状況だというふうに今確認できましたので、そういったところで、同時進行で様々な問題点が4月以降出てこないように対策をしっかりやっていただきたいと思いますと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤施設経営課長 安全面につきましては、当然工事を所管しております施設経営課と

して責任を持って確認をしながらといったところもございます。また、使いながらという部分が出てこないような形で、子ども部とも連携し、また先生方にも事前に確認をしていただくといったことも行ってまいりますので、その中で丁寧に確認し、万が一不具合があった場合は、当然ですが是正をし4月を迎えたいと思います。また、実際に新年度使っている中でもいろいろな新たなご要望かもしれませんけども、様々なお話が出てくるというのは、これは一般的にございますので、そういった場合に対しても丁寧な形で対応してまいりたいと思います。

○小林委員長 いいですか。

単純にそういう遅れたことに対応していくのはできると思うんですけど、前にほほえみプラザでもあったんですけど、シックハウスとか、そういうのは時間を置かないとどうしても使えないとかありますよね。その辺の対策もちゃんと打ちながら延期しているんでしょうかね。その辺は併せて、今度のときまでで結構ですから、言われた中の対策として入れておいていただければと思います。よろしいですか。

○佐藤施設経営課長 VOCのほうの測定も、施設の中で場所を決めて、今回のケースですとおおよそ20か所ぐらいになりますけれどもVOCの測定をします。測定の仕方、基本的には窓を開けてその後24時間密閉をして測定をしてという部分がございますけれども、今ほとんど建材とかで使われておりませんのでVOCが出ることはないんですが、万が一を考え、その後のVOCの状況、それと2回目のVOCの測定、そういった部分のスケジュールも踏まえて検討しているというところでございます。あと、参考でございますけれども、什器を搬入した後、いわゆる机、椅子等を搬入した後もVOCの測定を行います。そこにつきましても、万が一出たときの対応としての期間、その後の測定、そういったものの期間も設けているというところでございます。

ちょっと契約の部分のお話になってしまいますけれども、この案件、契約とすると専決ということでご報告させていただくというところでございますので、4定の次回のときにちょっとご報告というものが無いものですので、そこでちょっと資料というのが、申し訳ございませんけれども、ご用意できないというところでございます。

○小林委員長 はい。

それでは、ほかにもございますか。

○小野委員 今回、地中障害撤去による増額と、それからその期間延長というところによる増額ということで、致し方ないのかなとは思いますが。これ、例えばなんですけど、よくあることではあると思うんですけども、契約段階での地中の調査というんですかね、この辺りのところがどのようになっているかというのは分かるものなんでしょうか。

○小林委員長 やらなきゃ、分かんないよな。

休憩します。

午後2時32分休憩

午後2時36分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開します。

答弁からお願いします。施設経営課長。

○佐藤施設経営課長 工事の発注に際しまして、地中障害等のといった部分の、今ご質問賜りましたけれども、基本的に古い建物とか、今の建物、あるいはその前ぐらいまでは図

面があったりとかしますので、その中で建物の土の中、地下の部分でこういった構造物があるかというものはおよそ想定ができるという部分がございますので、それを踏まえた形で図面に落とし込み発注をしているというところがございますが、やはりそれ以外のものも出てきたりといったところで、このお茶の水小学校については様々障害が発生してきてしまっているというところがございますので、今後なるべくこのようなことがないような形で、より一層丁寧な形で設計のほうに反映してまいりたいと思います。

○小林委員長 はい。小野委員。

○小野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

今後、ほかにもほかの小学校も建て替えなども出てくると思いますので、こうしたことはなかなか事前に分かる範囲というのは限られているのかなということが理解できました。先ほどほかの委員からもご質問とか、それから確認があったとおり、やっぱり学校のオープン自体に間に合うような、そういう段取りというところもあるかと思しますので、引き続きしっかりと丁寧に対応をお願いできればと思います。

以上です。

○小林委員長 はい。よろしいですね。

答えますか。答弁しますか、何か。

○佐藤施設経営課長 やはり行政としての事業の運営といった部分でのスケジュールというのは非常に大切という部分がございますので、そこに間に合うような形で設計、施工のほうに真摯に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（４）区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事の設計変更について、（５）区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について、（６）区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事について、（７）区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事について、（８）区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事についての質疑は終了します。

暫時休憩します。

午後２時３８分休憩

午後２時４３分再開

○小林委員長 委員会を再開いたします。

次に、（９）千代田区債権管理条例の制定について、理事者から説明を求めます。その前に、この債権管理については、以前の委員会で台帳を示してということになっておりましたので、委員の方に台帳の写しをお配りいたします。この写しにつきましては、委員会終了後回収しますのでご協力をお願いいたします。

それでは、お配りください。

一旦休憩します。

午後２時４４分休憩

午後２時４６分再開

○小林委員長 それでは、再開いたします。



理事者からの説明を求めます。

○古田財産管理担当課長 それでは、政策経営部資料9-1及び9-2及び別紙に基づきまして、（仮称）債権管理条例の制定についてご報告をさせていただきます。

こちらは第4回定例会におきまして議案のご審議をお願いする予定の案件でございますので、本日は事前の情報提供としてご説明をさせていただくものでございます。また、前回10月13日の当委員会におきまして、パブリックコメントの結果概要についてご報告いたしましたが、その際にもお約束いたしましたし、今、委員長からもご説明がありましたとおり、9月1日の当委員会におきましても、ご指摘いただいておりますので、本日、台帳整備に関するこれまでの対応と今後の方向性等につきましても併せてご報告を申し上げます。

それでは、まず資料9-1をご覧くださいまして、債権管理条例の制定につきまして、これまでのおさらいを簡単にさせていただきます。

項番1の背景でございます。この条例は債権管理の適正化を図るために、次の（1）と（2）の取組を進めることを目的として制定いたします。

（1）は手続の明確化・統一化で、地方自治法や地方税法等の法令で定められた手続を遵守することは大前提としまして、そうした法令で規定されていない台帳の整備等の債権管理の手続について、条例により補足し、債権管理の事務の統一性を図るものでございます。

（2）は債権放棄でございます。債権は法令に基づき適切に徴収することが大前提でございますが、債務者が著しい生活困窮状態にある場合や破産している場合など、これ以上徴収努力を行っても徴収が困難な債権につきましては、効率的な管理を行うという観点から、条例に基づいて適切に放棄を行えるようにするというものでございます。

次に、項番2の条例の概要でございます。（1）の対象債権につきましては、この条例は全債権を対象といたしますが、徴収停止及び放棄に関する規定につきましては、非強制徴収公債権及び私債権を対象といたします。

（2）の主な規定内容につきましては、①の区長の責務として、債権の適正な管理を区長の義務として明確にいたします。

②の台帳の整備につきましては、債権の適正な管理のための手続として明確化するもので、この後、資料9-2にて補足のご説明をいたします。

③の徴収停止につきましては、地方自治法施行令の規定に加えて、債務者が著しく生活困窮状態で回復困難な場合についても徴収停止の手続を取ることができるとするものでございます。

④の法規につきましては、徴収努力を続けてもなお回収困難な債権について放棄ができる規定を設けるもので、回収可能な債権に注力することで、債権管理事務の効率化を図るものでございます。

（3）の施行予定日につきましては、公布の日から施行を予定しております。ただし、台帳の整備に関する規定につきましては、令和6年4月1日からの施行を予定してございます。

次に、1枚おめくりいただきまして資料9-2をご覧くださいまして、台帳の整備に関するこれまでの経緯を含めた現状と今後の方向性についてご報告いたします。

項番1は、この問題の発端となった平成30年当時の課題でございます。本年7月7日の当委員会でご報告した際にもご説明しましたとおり、平成30年第4回定例会において、「議案第46号、平成29年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」に対して、債権管理条例制定などについて附帯決議を受けました。この当時、生業資金貸付金を所管している生活支援課では、債務者の情報等を記録した台帳を整備していたものの、各会計年度末における債務者の一人ひとりの未返済額、債権額ですね、これを確認しておらず、前年度末現在額に決算年度の増減額を足し引きして算出してきたため、真正な債権の残高を把握できておりませんでした。このときの課題を分析し、記載のとおり3点に整理した上で、その改善にこの間取り組んでまいりました。

項番2の現状でございます。生活支援課では、当時の課題を踏まえまして、年度末に一人ひとりの未返済額を計算し、台帳に記載するとともに、債務者の未返済額の一覧表を作成しております。また、債務者全員の未返済額を足し上げ、財務会計上の収入未済額と一致しているかどうかの確認を行っております。また、その他の債権所管課におきましても、令和4年7月に策定した債権管理マニュアルに則り、債権に関する台帳を整備し、適宜記録のうえ、適切に債権管理をしており、令和元年度以降この問題が再発することなく現在に至っている状況でございます。

なお、別紙として、参考に主な債権種別ごとの台帳管理項目を表にまとめております。それぞれの債権に依りて必要な管理項目を設けまして、適切に管理していることをご確認いただければと存じます。

最後に、項番3の今後の方向性についてでございます。先ほど申し上げましたとおり、債権に関する台帳の整備を区長の責務として条例に明記するとともに、台帳に関する事務を債権所管課長に担わせることを規則に明記することによりまして、台帳に関する事務の責任の所在を明確にしております。また、台帳に最低限記載すべき事項を規則に明記し、統一的に債権が管理されるよう規定を整備してまいります。この規則で規定する記載事項につきましては、点線で囲んだ七つの内容を検討しているところでございます。

以上、冒頭で申し上げましたとおり、これらの内容を踏まえた条例案を第4回定例会におきまして議案として提出する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。この案件も第4回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないようご協力をお願いします。この際、資料等要求がございましたらこの場でお願いしたいと思います。

委員から質疑、質問をお受けします。

○永田委員 この債権管理マニュアルの中にある区民負担の公平性ということを考えると、本来ならば債権放棄というのはあってはならないことではありますが、物理的に徴収が困難であることにけじめをつけるというか、そのことがこの条例によって変わるということは賛同をします。とはいえ、やはり区民負担の公平性ということをもう一度考え直したときに、この中にも税金や保険料を納めない人がいる限り、納付している人との間で不公平が生じるということがありますが、その公平性について、何か区で行っていることはありますか。

○古田財産管理担当課長 まさにご指摘いただきましたとおり、この昨年度整備しました

管理マニュアルの中にも、公平性の観点からしっかりと債権を管理し、徴収をしっかりとしていくということが大前提として手順・手続を整理してございます。マニュアルにあるだけではなくて、毎年勉強会であるとか、あと法的な手続が必要なケースも当然出てきますので、弁護士、専門家のアドバイスを得られるような仕組みも整えているところがございます。そうした対応をしっかりとした上で、それでもなお徴収が困難なケースにつきましては、この条例により一定の放棄の手順・手続に進めたいと、そういう立てつけでございますので、よろしくお願いいたします。

○永田委員 税金を返済したいということが物理的に難しくなってしまった方の対応というのはこれでいいと思うんですけども、それ以前に、例えば無申告という問題もあると思うんですね。例えば、一定の収入がある個人事業主、フリーランス、50万弱ぐらいだったと思うんですけども、確定申告していないような人たち、そういう対策は税務署の仕事かもしれませんが、そういった無申告の人というのは、例えば国保の査定がゼロで最低金額しか払っていないとか、そういった問題もあるので、そういうことも不公平の大きな問題になっていると思いますが、例えば、税務署との例えば情報の共有だったりとか、そういう無申告の対策というのはどのように行っていますでしょうか。

○古田財産管理担当課長 様々な債権がある中で、特に税との兼ね合いが強いものが当然でございます。そうしたところについては、各所管において必要な連携を取るという形になるということでございます。実際に税務署との連携の仕方について、今ちょっと手元にどういうケースが想定されるかという詳しいパターンというのはちょっと持ち合わせがないんですけども、必要に応じて適宜関係機関と連携を取るという形でしっかりと対応してまいりたいと存じます。

○永田委員 はい。いいです。

○小林委員長 ほかにございますか。

○米田委員 議案なんであんまり中には入らないんですけど、放棄のところですね。回収困難な案件が何件もあると伺っています。これ大体次のときで結構ですので、どれぐらいの金額と何件あるか。先ほど永田委員もおっしゃっていましたが、税の場合だと国税、税務署と、ここの税務課との順番があると。債権困難で回収できた場合、この案件はどうやってやっていくかという按分のこの割り方とかもあると思うんですね。この案件はどういうふうになったかとか、そういう案件があれば、そういった資料も頂きたいんですけど、いかがですか。

○古田財産管理担当課長 今回、この条例で放棄をする案件というのは非強制徴収公債権と私債権という形にはなります。それ以外の公債権との兼ね合いというところがあるようでしたら、ちょっとそれも含めて、含めてというか、どういう関係であるかというところがお示しできるのであれば、ちょっとさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、現状この条例により放棄がある程度可能になるだろうと見込まれる案件、そうしたものについては、ちょっとどこまでつぶさにお示しできるかは、今回のその台帳もそうですけれども、ちょっと個々の内容にあまり踏み込まないレベルで概要がお示しできるように、ちょっと調整をさせていただければと存じます。

○小林委員長 できる限りご用意を頂きたいと思っております。

ほかにございますか。

○のざわ委員 これ、まず、ちょっと複数ご質問させていただきたいんですが、これ、千代田区にお住まいの方限定のものなのかなと。何を伺っているかということ、例えば千代田区に住んでいる個人はあれですけど、例えば、相続でいう三親等なのか、お父さん、お母さんとか、いとことか、そういうところにこれ、請求が行くのか行かないのか、どういふふうになっているのかなというのをちょっとこれを見て疑問に思ったのと、あと、まさに永田委員がおっしゃっていたような、これ、多分、ひょっとするとこれ、台帳が、紙ではなくても、何というんでしょうか、こういうファイルでやっていると思うんですが、間違っていたら申し訳ないんですが、税金とか、何というんですか、公営住宅にいらっしゃるのか、もしくはこの種類に関しましても、国民健康保険なのか奨学資金貸付とか、女性福祉資金貸付とか、応急資金貸付、生業資金貸付みたいなのが、要はCSVみたいな形で個々に独立しているものじゃなくて、全部今後はつながったような形で、1人を見ると、全部つながって、この人は大丈夫みたいな、そういうような管理をされていかないと、抜けとか出てくるんじゃないかなとか思いまして。その、ちょっと個人的にというか、普通、債権放棄の前にどれぐらい区外の人のところまで追いかけるような形が取れるのかどうかということと、まさに永田委員がおっしゃっていたような、全部がCSVみたいな形で、今後は総合的にデータを管理できる、組織の横断的な形も含めてされるようにしていく方向にならざるを得ないのかなと思うんですが、その2点について、もしお考えがあったら教えてください。

○古田財産管理担当課長 まず、対象が区民であるかどうかということをございます。基本的には債権の発生するときには区民であった方が対象ということが多いのは実際としてはございます。一方で、そうした方が滞納している状況の中で転居されるというケースは当然ございますので、そうした場合には転居先まで把握し、一定程度追いかけていくと。ただ、これが繰り返されることによって所在不明という形に陥るケースもあるというところで、そうしたケースの中には放棄せざるを得ないものもあるというところでございます。

2点目の、台帳の管理だけではなくて、横串ないしは一元的な管理が必要ではないかというご質問の部分につきましては、今の現状では各所管課において保有する個人情報、ほかの課で使うというときには目的外利用というケースがございまして、なかなかその名寄せ的なことが難しいという実情はございます。のざわ委員ご指摘のとおり、組織整備によりそれを回避するという工夫もあり得るかとは思いますが、なかなか、一元的な組織を設けるというよりは、今現状においては、各債権所管課において情報共有をできる工夫をしていくというようなところで対応しているという状況でございます。いずれにしても、ご指摘の部分については、今後の研究課題として受け止めさせていただければと存じます。

○小林委員長 いいですか。

○のざわ委員 よろしく願いいたします。

○小林委員長 大坂委員。

○大坂委員 台帳のところが出たので次回かなとも思っていたんですけども、1点指摘というか質問させていただきましても、資料の別紙のところそれぞれ管理形態が、総合住民サービスシステムかエクセルファイルかみたいな形になっています。参考資料として頂いたのを見ると、公債権に関してはサービスシステムになっているのかなという

ころが見てとれるのと、あと何枚かめくったときに、例えば、応急資金ですとか、そういったところに関しては、これ、明らかにエクセルデータで管理されているのかなって。一番大きな、以前問題になったのが生業資金だったと思うんですけども、これなんかはまさにエクセルで管理をされているというようなところが見てとれます。やはりエクセルのデータで管理をしてしまいますと、長年、もう本当にその期間が短ければ、変化というか、操作が加わることというのは少なかったりはすると思うんですけども、担当者が替わりながらも長い期間かけて返済をしていくというようなことを想定したときに、エクセルファイルで管理をするということに対して、いろいろと問題が発生しやすい状況なのかなというのが、これを見た限りでは分かります。問題が発生した以前から、もう既に5年程度たっているかとは思うんですけども、依然としてエクセルで管理がされているんだろうなというところなんですけれども、やはりこれだと問題が、幾ら台帳を整備しても、台帳のほうに問題が発生してしまう可能性が高いのかなというのが実感として考えるわけなんですけれども、もうエクセルをやめて、システムをしっかりと入れて管理をしていかなければいけないんじゃないのかなと思うんですけども、その点の考え方についてはいかがでしょうか。

○古田財産管理担当課長 ご指摘いただきました生業資金とかの貸付金についてのエクセル管理につきましては、その当時、この運用が必ずしも適切ではなかったことから問題化したというご指摘は、ご指摘のとおりでございます。一方で、この管理を毎年度チェックをして、あと実際の運用の中で属人的にならないように組織として複数で管理をする体制を整えることで、この5年間大きな問題なくここまでできているというところは、所管において工夫をしたところかというふうに認識をしております。とはいえ、エクセル管理に関する懸念というのは、大坂委員ご指摘のとおりかなとも思いますので、これについては全庁的にどういった対策が打てるのかというところにつきましては、引き続き現状の検証と今後の検討課題という形にさせていただければと存じます。

○大坂委員 検討していただけるというところなのでお願いしたいと思います。のぞわ委員が言っていたように、全てのデータがやっぱり一括で同じようなシステムになっていて、それが見える見えないというのは工夫によってできると思うんですけども、それが最終的なDXのまずスタート地点だとは思いますが、そこを目指してやっていただきたいと思えますし、エクセルで管理というのは本当に職員の方に労力がかかることだと思いますので、そういった労力の削減といった部分も踏まえて、しっかりと対応していただければと思いますので、お願いいたします。

○古田財産管理担当課長 実際に運用する職員の観点からも、一元的な、統一的な管理ができるのが望ましいというご指摘かと存じます。そのご指摘はそのとおりかなというふうに思いますので、今後しっかりと検討をさせていただければと存じます。

○小林委員長 はい。

それでは、（9）番、ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（9）千代田区債権管理条例の制定についての質疑を終了いたします。

次に、（10）番、財産の取得について、理事者からの説明を求めます。

○小林区有施設担当課長 それでは、財産の取得につきまして、政策経営部資料10に基づきご説明させていただきます。

旧区立外神田住宅区分所有部分の取得につきましては、令和元年から継続して進めている事業ですが、これまでの経緯も少し補足してご説明させていただきたいと思います。

資料のほうをご覧ください。旧区立外神田住宅区分所有部分の取得についてです。旧区立外神田住宅は昭和46年に竣工し、3階から7階までを区立住宅として使用していましたが、平成29年にこれを廃止し全て居住者が転居しています。当該建物の1、2階部分につきましては区分所有者が所有している部分となっており、18権利者の方々がいらっしゃいましたが、建物は築50年近くが経過し、老朽化が著しく、耐震性に問題があることから、早期解体に向けて区分所有者等の権利を区が取得するものとして事業を進めているものになります。

次に、これまでの経緯についてですが、まず令和元年第4回定例会で取得に係る補正予算をご議決いただき、権利者との仮契約締結に向けて着手を始めたところです。その後、取得に関する議決として、令和2年第1回定例会で18者の区分所有者のうち11者分の取得について、また、令和2年第3回定例会で3者分の取得について、令和4年第4回定例会で1者分の取得についてそれぞれご議決いただき、各権利者と本契約を締結し、権利の取得をしております。現在、18権利者のうち15者分の権利が取得済みという形になっております。

今後のスケジュールについてです。その後、残りの区分所有者3者との交渉を続け、今回1者の方と仮契約を締結しました。この1者分の取得につきまして、千代田区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、今後、議案として提出する予定となっております。なお、残りの2者の区分所有者につきましても、引き続き取得交渉を進め、早期の合意を目指したいというふうに考えているところです。

ご説明は以上になります。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。この案件についても第4回定例会議案になる予定の案件です。事前審査とならないようご協力をお願いしたいと思います。この際、資料要求等ございましたらお願いいたします。

委員からの質疑、質問を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは終了します。（10）財産の取得についての質疑は終了します。

次に、（11）職員の休暇、給与等制度における東京都パートナーシップ宣誓制度への対応についての理事者から説明を求めます。

○神河人事課長 それでは、職員の休暇、給与等制度における東京都パートナーシップ宣誓制度への対応について、政策経営部資料11でご説明をいたします。

本件は、第4回定例会において改正条例案を上程させていただき予定の案件でございます。事前に情報提供させていただきものでございます。

1、趣旨でございます。東京都パートナーシップ宣誓制度、またはこれに類する制度により証明を受けた職員のパートナーを職員の配偶者と同様に位置づけ、職員の婚姻を要件

とする休暇、給与等の制度の適用対象としてまいりたいということでございます。

東京都パートナーシップ宣誓制度とは、枠内に概要をお示ししておりますが、性的マイノリティのパートナーシップ関係にあるお二人からの宣誓、届出を都が受理したことを証明する制度でございます。他の自治体でもこのようなパートナーシップ関係を証明するサービスを行っているところがございます。これらの証明を有する職員のパートナーにも休暇、給与等の制度を適用できるようにしたいということでございます。

2、対象となる休暇、給与等制度でございます。まず、休暇等制度で対応するものでございますが、深夜勤務の制限をはじめとする、こちらの制度でございます。分かりやすいものとしましては介護休暇がございます。介護休暇は、配偶者または2親等内の親族が要介護状態となったときに取得できるものですが、職員のパートナーや、その一定の範囲内のご家族等が介護状態になったときにも職員が介護休暇を取得できるようにいたします。

次に、給与制度でございます。扶養手当について、配偶者と同様に、一定の要件を満たす職員のパートナーにも支給できるように対応するほか、こちらにございます手当にも対応してまいりたいということでございます。下線を引いているものは条例に定めがあるものでございます。

3、これらの対応を行うために一部改正が必要な条例でございます。職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を含む5条例の改正が必要となります。

4、施行予定期日でございます。令和6年4月の1日でございます。

資料の説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

この案件も第4回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないようご協力ください。この際、資料要求等ございましたらここでお願いします。

委員から質疑、質問を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、ないということで、（11）職員の休暇、給与等制度における東京都パートナーシップ宣誓制度への対応についての質疑を終了いたします。

次に、（12）新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律についての理事者から説明を求めます。

○神河人事課長 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律について、政策経営部資料12でご説明いたします。

本件も、第4回定例会において改正条例等を上程させていただき予定の案件でございます。事前情報提供させていただきものでございます。

当該法律による改正は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の初期段階から迅速かつ適切な措置を行うための仕組み等を整備することを目的として行われたものでございまして、今年9月から施行されております。

主な改正内容としましては、国等から緊急時に派遣された職員に支給される手当の名称が「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改められておりまして、そのほかにも関係規定の整備により条項ずれが生じているということでございます。これらを踏まえまして、職員の給与に関する条例の一部関係規定を整備する必要がございます。

施行予定期日は、改正条例の公布の日からと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

この案件も第4回定例会議案になる予定の案件です。事前審査とならないようにご協力をお願いしたいと思います。また資料請求等がございましたら、この際こちらで受けたいと思います。

それでは、委員からの質疑、質問を受けます。ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、終了します。

それでは、（12）新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律についての質疑を終了し、日程1、報告事項を終了いたします。

それでは、次に、日程2、その他に入ります。

その他、委員の皆様からございますか、何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。

執行機関のほう、何かございますか。

○沖田スポーツ推進担当課長 私からは、千代田区民体育大会について、口頭にてご報告いたします。

昨日、第61回千代田区民体育大会が大勢の区民の皆さんの参加の下、7年ぶりに開催をされました。区議会の皆様には、朝方の冷たい雨の中、ご参加いただき、またご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。この場をお借りして、心より感謝申し上げます。

大会の状況につきましては、これから取りまとめて、改めて本委員会にてご報告をいたしますので、よろしく願いいたします。

ご報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

ちなみに、約何人ぐらい来られたんですか。

○沖田スポーツ推進担当課長 弁当の数から、今、把握をしているところでございますが、7,000人超の方が参加されたと認識してございます。

○小林委員長 はい。

委員の皆様、何か質疑、質問ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 では、また決まりましたらご報告を下さい。

それでは、2、その他について終了いたします。

それでは、本日はこの程度をもちまして委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時18分閉会